令和６年度　子ども総合センター
会計年度任用職員（児童指導ワーカー）　募集案内

この採用選考は、新宿区会計年度任用職員の採用予定者を決定するために実施いたします。

１　職種、採用予定数等

職種	職名	採用予定数
福祉	児童指導ワーカー	若干名

２　身分

地方公務員法第２２条の２第１項第１号に基づく会計年度任用職員（一般職）

３　職務内容

（１）児童の遊びと生活指導に関すること。
（２）行事に関すること。
（３）子育てサークルの育成に関すること。
（４）子育て相談に関すること。
（５）子育て情報の提供に関すること。
（６）その他子ども総合センター及び子ども家庭支援センターに必要な業務に関すること。

４　勤務場所

子ども総合センター（新宿７－３－２９）
信濃町子ども家庭支援センター（信濃町２０）
榎町子ども家庭支援センター（榎町３６）
中落合子ども家庭支援センター（中落合２－７－２４）
北新宿子ども家庭支援センター（北新宿３－２０－２）
※　上記５所のいずれかとなります。

５　任用期間

令和６年７月１日から令和７年３月３１日まで
※　期間を定めた任用であり、令和７年４月１日以降の任用を保障するものではありません。

６　受験資格

児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚令 63 号）第３８条第２項各号のいずれかに該当する者であること。詳しくは、次のいずれかの資格・免許等を有する者です。

（１）保育士か、社会福祉士の資格
（２）学校教育法に基づく大学、大学院において、心理学、教育学、社会学、社会福祉学、芸術学、体育学のいずれかを専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者
（３）学校教育法の規定による幼稚園、小学校、中学校、高等学校のいずれかの教員免許
（４）都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校、その他の養成学校を卒業した者

※　ただし、地方公務員法第１６条の各号のいずれかに該当する方は応募できません。

（１）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（２）新宿区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

（３）人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

（４）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

７　選考方法、日時及び場所

（１）第一次選考

選考方法	作文（A4 判指定の書式、横書き、800 字程度。テーマ：魅力ある児童館にするために、大切にしたいこと）
結果発表	令和６年５月１０日（金）以降、郵送にて通知（予定） ※　結果は合否にかかわらず申込者全員にお知らせします。

（２）第二次選考

日時・会場	令和６年５月１６日（木）（予定） ※　面接会場は第一次選考合格通知に記載してお知らせします。
選考方法	面接（個別面接）
結果発表	令和６年５月１７日（金）以降、郵送にて通知（予定） ※　結果は合否にかかわらず受験者全員にお知らせします。 ※　第二次選考に合格した場合は、５月２２日（水）午後３時から区が指定する医療機関にて、健康診断（胸部Ｘ線撮影）を受診していただきます。なお、６か月以内に受診歴があれば、受診に替えることができる場合があります。

８　申込手続

申込方法	郵送または持参による。 ＜提出書類＞ ⑴　新宿区会計年度任用職員　採用選考申込書（兼履歴書）（写真添付） ⑵　作文（A4 判指定の書式、横書き、800 字程度） ⑶　資格を証明するもの（写し）
申込期間	令和６年４月１５日（月）～５月７日（火）　（必着） ◆持参は上記期間の土曜、日曜、休日を除く午前８時３０分から午後５時までとします。
申込先	〒１６０－００２２　東京都新宿区新宿７－３－２９ 新宿区子ども家庭部子ども総合センター子ども家庭支援課子育て支援係

※申し込み書類は一切返却いたしません。

９　勤務条件

勤務時間	午前９時から午後７時１５分までの間で１日あたり６時間勤務 休憩時間６０分 月曜日から土曜日の間で週５日勤務（週３０時間勤務） ※　所定労働時間を超えて、勤務することは原則としてありません。
休日等	休日：国民の祝日、年末年始
休暇等	（有給休暇）年次有給休暇、慶弔休暇等があります。 （無給休暇）妊娠出産休暇、母子保健健診休暇等があります。
報酬等	・月額　約２３万円程度（地域手当相当分を含む。）、賞与あり ・通勤費用　上限額　月額５５，０００円の範囲内で支給 ※　採用前に給与改正等があった場合は、その定めるところによります。 ※　昇給制度はありません。
加入社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険を適用します。
公務災害補償	地方公務員災害補償法、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例、労働者災害補償保険法等の定めにより公務災害の補償をします。
服務	地方公務員法の服務規定が適用されます。 地方公務員法の懲戒処分・分限処分の対象となります。
再度の任用	再度の任用の可能性　あり ※　任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合、再度任用される可能性があります。再度任用は公募を原則といたします。特例で公募によらない再度の任用を行う場合、連続４回が上限となります。 ※　廃職を生じた場合又は事務事業の都合により必要がなくなった場合等は、再度の任用は行いません。

１０　個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施にあたり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

【問い合わせ先】

新宿区子ども家庭部子ども総合センター子ども家庭支援課子育て支援係
所在地：〒160－0022　東京都新宿区新宿7－3－29
電話番号　０３（３２３２）０６９５（直通）（土日祝日を除く午前８時３０分から午後５時まで）